

熊本地方裁判所 生活保護費の返還請求は「違法」と判決

3月30日、熊本地方裁判所は、生活保護を受給していた東区在住の住民に対して、熊本市が求めている「50万40円の返還」に

ついて、裁量権の逸脱・濫用があることから違法と認め、返還決定処分を取り消すとの判決を下しました。

訴訟の主な争点と判決理由

① ケースワーカーが作成した記録票に文書改ざんがあること

本来、生活保護受給者に収入（過去に受け取るべき特別障害者手当など）があった場合は、直ちに全額返還を求めるのではなく、自立更生費用（保護受給者の自立につながるための支出）の説明を行い、その分を控除する必要があります。今回の

訴訟では、その過程を記録していたケースワーカーの記録票に、改ざんがあったのではないかとすることが争点となりましたが、地裁は「改ざんしたといわざるを得ない」との判断を示しました。

② 自立更生費について丁寧な調査、指導が行われていない

本来、保護受給者に収入があった場合には、自立更生として支出できるもの（生活を維持していくための家電など）を丁寧

に説明する義務が熊本市にあります。今回のケースでは、丁寧な調査や指導ができていなかったと判断されました。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1092
2018年4月15日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団

検索

③ 返還によって自立が阻害される可能性を十分検討していない

今回の訴訟では、多額の返還を求めることが、たとえ分割であっても、保護受給者の生活を圧迫し、自立を阻害するかどうかの十分な検討が欠けていたのではないかと

点が争点となりました。

熊本地裁は、「原告世帯の自立を阻害する可能性に関する検討を十分に行わなかった瑕疵が熊本市にある」との判断を示しました。

熊本市は控訴せず、判決の受け入れを！

裁判を支援してきた生活と健康を守る会は、判決後、熊本市に対し、「判決を受け入れ、控訴しないことを求める申し入れ」を行いました。

要請では、①判決に真摯に向き合い、文書の改ざんがな

ぜ行われたのか原因を究明すること、②保護費の返還を求める際の対応を改善すること、③ケースワーカーの体制強化や専門性の確立を図ることを求めました。

【控室から】 新入学・新入園の季節

上野 みえこ



新入学・新入園の季節を迎えました。地元の中学校・小学校の入学式にご案内をいただき参加しました。小学校の入学式は、子どもたちが本当にかわいくて、元気なお返事に、会場から拍手もわきました。先生や来賓からのあいさつが行われる演台も、ステージの上から体育館のフロアーに下ろされ、子どもたちの目線に近い場所からあいさつが行われたのも、とてもよかったと思います。明日からは、新しい居場所となる教室の中で、わくわく・ドキドキしながらの毎日が始まることでしょう。

義務教育の9年間は、子どもたちが見違えるように成長します。様々な体験、試練を経ながらたくましく成長していく子どもたちを、私たちも様々に応援していきたいと思っています。

我が家でも、下の孫が、この春幼稚園に入園しました。お兄ちゃんと並んで、パパやママに手を引かれ登園していきます。初日は、とても泣いてしまったようです。でも、きっとすぐに先生や友達と仲良くなり、幼稚園が大好きになると思います。子どもたちが健やかに育つ熊本市になるよう、私も頑張ります。

熊本城ホール・稼働率の目標 6 割に全く見合わない利用見通し

現状での、初年度のメインホール利用見通しは月1～2日

熊本城ホールの採算が危ぶまれる利用見通し

再開発ビルは、2019 年夏完成を目指し、オープンまで1年半程です。上野議員一般質問で現時点におけるメインホールの利用見通しを質しました。経済観光局長は、「現時点でメインホールの利用は20 件程度が想定され、2019 年度は6 件程度」と答弁しました。

2019 年 12 月の開業が予定されており、初年度は4 ヶ月間なので、月1～2 日しかメインホールが使

450 億円も税金を使う MICE 施設としての設置目的が問われる

一般的に学会の開催準備は2 年前ぐらいから始まります。大ホールを利用する大規模コンベンションの場合は、より早い時期からの準備が必要となります。初年度は、すでに2 年を切っており、大型コンベンションを今から誘致するのは厳しい状況です。

コンサートへの利用も考えられますが、交流人口の増加を目標に

われず、稼働率は3～6 %です。市民会館大ホールの稼働率は約8 割で、月22～23 日利用されています。現行の稼働見通しでは、「6 割」という稼働率の目標値にはるかにおよばず、到底採算は取れません。赤字になっても市の持ち出しはないと言いますが、採算が取れずに指定管理者が撤退した公共施設が全国にはいくつもあるということ

を踏まえるべきです。
した MICE 誘致を推進しなければ、市が予測している経済波及効果にはつながっていきません。

再開発事業への助成まで含め450 億円もの税金をつぎ込んだ事業として、施設利用をどのように確保していくのか、何を誘致していくのか、「MICE 施設整備基本計画」に基づき整備する施設として、その費用対効果が問われます。

450 億円の税金を投入する桜町再開発、しかし内容は不透明

「再開発ビルへの参入テナントは決まっているのか」という上野議員の質問に、経済観光局長は、「参入店舗数は協議中で具体的な話ができない」と答弁しました。

桜町再開発事業は、ECI 方式（新国立競技場と同じ手法）導入で工事費が抑制されると説明されていましたが、都市建設局長は「効果額としては示せない」と答えました。

「公共性が高い」というなら、徹底した情報公開と説明責任を

今世紀最大の公共事業といわれるリニア新幹線建設は総事業費9 兆3,000 億円です。JR 東海が行う民間事業ですが、国が破格の措置を取り、事業費の3 分の1にあたる3 兆円を財政投融資による超低金利で融資します。事実上の国策事業への格上げということで、採算性はもちろん、計画そのものの問題点が国会で議論になっています。しかし財政投融資は、金額

市が450 億円もの莫大な事業費を投入し、公共性が高いということで支援している桜町再開発事業がきちんと成り立っていくのか、公共事業なら当然の「最小の経費で最大の効果を上げる」という効果的な事業推進が行われているのか、市民に説明すべきですが、大事な点は説明されません。

大きいとはいえ、貸付です。

一方、本市の桜町再開発は、事業費の6 割以上（保留床代金や補助金などで450 億円）に、貸付でなく、税金を投入する事業です。リニア新幹線事業と比べてもより公共性が高く、民間事業だからということで、事業の進捗や採算性を説明しないでは済まされないはずです。徹底した情報公開と説明責任を果たすべきです。